

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

平成 年 月 日

介護老人保険施設 醍醐の里 短期入所療養介護サービス契約書

(契約者・利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) - _____

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) - _____

署名を代行した理由 (本人が署名できないため・その他： _____)

(ご家族様または身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受の責任について理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

甲との続柄 (_____)

電話番号 (_____) - _____

(事業者 乙)

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 京都市伏見区醍醐内ヶ井戸町19番地1

名称 社会福祉法人 伏見福祉会
介護老人保健施設 醍醐の里

代表者 理事長 箕口 新一

電話番号 075-571-5222 ファックス 075-573-7666

(立会人)

私は、(_____)として、この契約に立ち会いました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

甲(利用者) _____

乙(事業者) 社会福祉法人 伏見福祉会

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約は甲が本契約を乙に提出したときから効力を有します。但し甲もしくは代理人に変更があった場合は、新たに契約をすることとします。

2 甲は前項に定める事項の他、本契約第14条、第15条、及び第16条に該当しない限り、初回の契約をもって繰り返し当該事業所を利用することができるものとします。

(事業者が提供できる介護サービスの内容)

第3条 乙は甲に対して、契約者が一時的に入所して看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある場合に、乙が契約者に交付した「重要事項説明書」(以下「重要事項説明書」という。)記載の乙の運営する施設において、短期入所療養介護サービスを提供します。

(短期入所療養介護サービスの基本方針)

第4条 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

2 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身、置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。

3 乙は、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、短期入所療養介護サービスの目標を設定し、第6条に規定する短期入所療養介護計画が作成されたときはこれにもとづき、そうでない場合は居宅サービス計画にそって、計画的にサービスを行います。

4 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、甲の身体を拘束し、あるいはその他契約者の行動を制限することはありません。

5 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、かつ、事前または事後速やかに、契約者の後見人または甲'(この契約上甲'がないときは甲の家族。以下、同様とします。)に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

ただし、甲の行動を制限した場合には、第5条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

- 甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(介護サービス記録)

第5条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から5年間保存します。

2 甲または甲'は、乙に対し、前項の介護サービス記録の閲覧及び謄写を請求できます。ただし、謄写の際、乙は、甲または甲'に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(短期入所療養介護計画の作成・変更)

第6条 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の短期入所療養介護従業者との協議の上で速やかに、短期入所療養介護計画を作成します。

2 短期入所療養介護計画には、短期入所療養介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 乙は、短期入所療養介護計画を作成または変更したときには、契約者および甲'に対し、その内容を説明し、甲の同意を得ます。

(居宅サービス計画変更の援助)

第7条 乙は、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。

(契約者の短期入所療養介護サービス利用)

第8条 乙が提供する短期入所療養介護サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所療養介護サービス利用申込の都度、契約者と乙との文書による合意により決めるものとします。

2 甲が乙の提供する短期入所療養介護サービスを受けようとする場合には、甲は、利用を希望する期間の初日の2日前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。

